

第12期 第1回 東京地方労働審議会 議事録

日 時 令和6年3月11日(月)

監督課長 定刻となりましたので、ただいまより東京地方労働審議会労働災害防止部会を開催いたしたいと思えます。本日は委員の皆様方には、大変お忙しいところ、労働災害防止部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます労働基準部監督課の瀬戸でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

労働災害防止部会を開催するに先立ちまして、第12期の部会委員に就任いただきました皆様をご紹介させていただきます。

初めに、公益代表委員の坂爪洋美委員。

坂爪委員 坂爪です。よろしくお願いいたします。

監督課長 続きまして、長江亮委員。

長江委員 長江と申します。よろしくお願いいたします。

監督課長 藤波美帆委員。出席のご連絡いただいております、後ほどお越しになる予定でございます。次に労働者代表委員の久保潤一郎委員。

久保委員 久保です。どうぞよろしくお願いいたします。

監督課長 福岡亜矢子委員。本日欠席でございます。続きまして、唐澤一喜委員。

唐澤委員 唐澤です。よろしくお願いいたします。

監督課長 次に使用者代表委員の高橋弘行委員。

高橋委員 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

監督課長 細谷浩昭委員。

細谷委員 細谷です。よろしくお願いいたします。

監督課長 清田素弘委員。

清田委員 清田です。どうぞよろしくお願いいたします。

監督課長 ありがとうございました。先ほど申し上げたとおり欠席委員のご報告でございますが、労働者代表委員の福岡亜矢子委員、本日欠席でございます。

続きまして、東京労働局の出席者をご紹介させていただきます。

角南労働基準部長。

労働基準部長 角南です。よろしく申し上げます。

監督課長 伊藤安全課長。

安全課長 伊藤です。よろしくお願いいたします。

監督課長 長澤健康課長。

健康課長 長澤です。よろしくお願いいたします。

監督課長 高田労災補償課長。

労災補償課長 高田でございます。よろしくお願いいたします。

監督課長 私、監督課長の瀬戸でございます。以上でございます。

それではただいまより、東京地方労働審議会第12期第1回労働災害防止部会を開催いたします。まず初めに本部会の定員、定則についてでございますが、本日の出席委員は公労使の各代表1名以上、かつ全体の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項により、この部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、東京地方労働審議会運営規定第5条の規定に基づき、原則として公開の会議とさせていただきます、その議事録につきましても公開させていただくこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

なおご出席の委員の皆様には後日、議事録のご確認をお願いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは次に角南労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

労働基準部長 紹介いただいております角南でございます。よろしく申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素より労働基準行政の推進につきましてご理解ご協力を賜っておりますことにまずもって、厚くお礼申し上げます。

また本日はご多忙の中、東京地方労働審議会労働災害防止部会にご出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本日災害防止部会におきましては、東京労働局において取り組んでおります労働災害防止対策や第14次の労働災害防止計画で示された事業場が行う具体の対策であるアウトプット指標に関する実施状況、こういったものについて取りまとめておりますので後ほどご説明を申し上げたいと思っ

おります。

まず、私からは、労働局管内の労働災害発生状況、それと最近の取組について、ご説明したいと思っております。

昨年度、第13次防の最終年度ということでございましたが、昨年度のちょうど今の時期に開催いたしました災防部会の中で、速報値としてご紹介してございましたので、まずこの場で令和4年の確定値というのを申し上げたいと思います。

死亡者数は55人、目標がその5年間の前の年ということで平成29年の死亡者数66人の15%以上の減少という目標としてございましたので、56人以下というものでございました。

今申しましたように、実際は55人ということで1名下回ったと、こういった状況でございます。

それから、休業4日以上之死傷者数は10,802人ということでございまして、これは同じく平成29年の死傷者数の5%減少、具体的には9345人という目標でございましたので、残念ながらこれは下回ることができなかつたと、こういった状況でございます。

先ほども申しましたが、この令和5年度から第14次の労働災害防止計画をスタートさせているところでございます。

その令和5年の状況について次にお話ししたいと思います。死亡者数につきましては、令和6年2月22日の速報値でございますが、46人ということでございます。前年同期と比べまして7人の減少ということでございます。この46人という数字は過去2番目に少ないものということになってございます。一番少なかったのが令和2年の33人でございまして、今のところ、過去2番目に少ない令和元年の47人、それより1名少ないといった状況になってございます。

死亡者の関係で建設業についてみますと、17人ということでございまして、この建設業の対前年同期で比較しますと8人の減少と、こういったことになってございます。

全業種の死亡者数の減少の大きな要因としましては、やはりこの建設業の死亡者数が減少したことが大きく寄与していることがうかがえるところ

でございます。

ここで令和5年の建設業の死亡災害発生の推移について振り返ってみたいと思います。7月から8月上旬の一月あまりで6件の死亡災害が発生しております。

9月のちょうど半ばでございますが、東京駅前の八重洲の建設工事現場で鉄骨梁が落下する災害、そして、その災害で2名の方が亡くなられると、マスコミでも非常に取り上げられる、こういった災害が発生したということでございます。

こうした中で、東京労働局では同種の災害発生防止のために局長名での緊急要請を行いました。四つの安全衛生管理活動、4Kでありますとか、あるいは鉄骨建方作業における安全総点検、こういったものをお願いするということをやっております。

こういったタイミングを捉えて、時期を逸することなく、その都度労働災害防止対策の取組を講じてきたところでございます。

次に、全業種の休業4日以上之死傷災害についてお話ししたいと思います。

令和6年1月末日現在で10,760人、前年同期比でプラス5.9%という状況になってございます。その約半数を占める転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する災害、いわゆる行動災害でございますけれど、これらの防止に向けて、特に行動災害が多い小売業、介護施設につきまして管内のリーディングカンパニーや業界団体の代表者を構成員としました TOKYO SAFE 協議会を開催し、これを中心にして取り組んできたところでございます。

次年度におきましても、引き続き、東京労働局管内の事業場におきます労働災害防止対策の徹底が図られるよう、気を緩めることなく、安全衛生対策の指導、あるいは第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

この後、第14次防の進捗状況等についてご説明いたしますけれど、その内容につきまして、ぜひご審議いただいて、様々、そういった対策につきまして忌憚のないご意見を頂戴いただければと考えている次第でございます。

す。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

監督課長

続きまして、部会長の選出についてでございます。部会長の選出につきましては地方労働審議会令で、第6条第4項の規定に基づきまして、公益代表委員のうちから選出することとなっております。事務局のほうからあらかじめ坂爪委員に部会長就任のお願いをしております。

坂爪委員に部会長にご就任いただくことにつきまして、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の回答)

はい、ありがとうございます。異議がないようでございますので坂爪委員に部会長にご就任いただくことといたします。

それでは以後の議事進行につきましては、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用された第4条に基づきまして、坂爪部会長にお願いをしたいと思います。坂爪部会長、どうぞよろしくお願いいいたします。

皆様どうぞよろしくお願いいいたします。それでは進行させていただきます。

坂爪部会長

初めに、地方労働審議会令第6条第6項において、私から部会長代理を指名させていただくことになっております。長江委員に部会長代理をお願いしたいと存じます。長江委員どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは議題の第14次東京労働局労働災害防止計画の進捗状況等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

安全課長

東京労働局労働基準部安全課の伊藤です。よろしくお願いいいたします。

本日は東京地方労働審議会労働災害防止部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から労働災害防止をはじめ、労働基準行政の推進にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

第14次東京労働局労働災害防止計画の推進状況について、令和6年1月末日現在に関して、資料を用いて説明させていただきます。着座して説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。

今年度からスタートしました第14次東京労働局労働災害防止計画の進捗

について説明させていただきます。

資料は二つ使用して進めてまいります。まず一つ目は資料1 - 1、右上に資料1 - 1と書かれた第14次東京労働局労働災害防止計画の推進状況について、令和6年1月末日現在というもの。そして、二つ目の資料が、右上に資料1 - 2と書かれた労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果です。

まず一つ目の資料1 - 1、第14次東京労働局労働災害防止計画の推進状況、令和6年1月末日現在をご覧ください。

まず2ページをご覧ください。今年度から始まりました第14次労働災害防止計画について、昨年3月の労働災害防止部会、ちょうど1年前の労働災害防止部会において、東京労働局から案をお示しさせていただき、そして、第14次防がスタートしていったというところでありまして、改めて簡単におさらいしておきますと、厚生労働省では、労働災害のさらなる減少と、安全安心な職場環境実現のため、労働安全衛生法に定めるところにより、労働災害防止計画という中長期の労働災害防止のための施策を策定し、労働災害防止の取組を行っております。

ここに表示されているものは、厚生労働省本省が策定した計画の概要で、労働災害の動向などの安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、8項目の重点項目が掲げられています。

続いて3ページをご覧ください。第14次労働災害防止計画では、計画の重点事項における取組の成果として、二つの指標を定めています。

まず一つ目の指標が、アウトプット指標で、事業者が労働者の協力の下、達成を目指す指標です。

そして二つ目の指標が、アウトカム指標で、事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項として定め、本計画の効果検証を行うための指標です。これらの二つの指標の下、取組を行うこととしています。

続いて4ページをご覧ください。東京労働局では、今年度、2023年度から第14次東京労働局労働災害防止計画をスタートさせ、“Safe Work TOKYO”のロゴマークの下、「トップが発信！みんなで宣言、一人一人が『安

全・安心』」をキャッチフレーズとしまして取組を推進しています。

目標については、真ん中の箱のところに記載していますとおり、アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて設定したもので、死亡災害、死傷災害ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させることを目標にしております。

4ページの真ん中あたりの第14次東京労働局労働災害防止計画初年度における対策をご覧ください。

令和5年1月から12月の労働災害発生状況、令和6年1月末日現在について、赤字のところを説明していきますと、労働基準部長から説明がありましたとおり、死亡者数は46人、前年同期に比べ7人減少。

休業4日以上の死傷者数、10,760人、前年同期比599人増加。

業種別では、建設業において死亡者数17人、第三次産業において休業4日以上の死傷者数7129人、前年同期に比べ405人増加。

高齢労働者に係る労働災害、休業4日以上の死傷災害について、50歳以上が53.7%であり、事故の型別で見ますと、転倒が最も多く25.9%で、4分の1を占めている状況です。

続いて5ページをご覧ください。(2)の熱中症については、後ほど健康課から説明があります。

(3)労働災害防止対策の徹底をご覧ください。まず、建設業について説明します。

労働災害防止に向けた各関係団体等との連絡会議について、5月に大手建設事業者23社のガバナンスを活用した連絡会議において、建設現場の安全衛生管理の徹底を要請しました。

同じく5月に建設工事関係者、公共工事発注機関等との連絡会議において、適正な工事発注条件に関して要請を行いました。

また、7月から8月初旬に死亡災害が急増したことに伴い、9月に緊急連絡会議を開催し、建災防支部地区分会を参集し、8月に発生した労働災害防止対策の徹底に係る要請について説明などを行いました。

要請の内容を少し説明させていただきますと、5ページの右側に付けてあります4K 死亡災害を発生させない旨の決意表明、安全衛生管理活

働の活性化、高所対策として墜落転落災害防止対策の徹底、教育として、安全衛生教育の実施、これら4Kに加えて、熱中症対策を盛り込んだものとなりました。

続いて、全国安全週間（準備期間を含む）の取組（6月、7月）についてです。

労働局長による大規模建設現場パトロール、労働局幹部と建災防東京支部との合同によるパトロール、監督署による集中現場指導等を実施しました。

続いて6ページをご覧ください。

労働災害発生状況を踏まえた要請についてです。5月に移動式クレーンにくい打ち機を装着した建設機械の転倒による死亡災害が発生したことを踏まえ、労働災害防止対策の徹底を要請しました。

また、7月から8月初旬に、建設業の死亡災害が急増したことに伴い、8月に労働災害防止対策の徹底を要請しました。

また、9月に、東京駅前八重洲の建設工事現場で鉄骨梁が落下し、2名が死亡する災害が発生したことを踏まえ、建築工事における建築物等の鉄骨組立て等の作業の労働災害防止対策について要請しました。

続いて、第三次産業についてです。

TOKYO SAFE協議会の開催についてです。労働基準部長から説明がありましたとおり、転倒や腰痛など、職場における労働者の作業行動に起因する労働災害が特に増加している小売業、介護施設について、管内のリーディングカンパニー、業界団体などを構成員とする協議会運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により安全衛生に対する気運醸成を図りました。

また、その他の取組について、警備業の労働災害防止対策として、東京都警備業協会に対し、警備員の車両誘導中における労働災害防止対策の徹底についての要請を7月に行いました。

背景などを少し説明しますと、近年においては、毎年、建設現場や工事、公道上における車両誘導中の死亡災害が発生しており、令和5年も車両誘導作業において、後退中の車両にひかれる死亡災害が発生したことを踏ま

え、要請を行ったものです。

要請した内容としては、警備員の作業や配置に係る計画段階における的確なリスクアセスメントの実施、車両との接触防止対策や車両誘導作業従事者への安全教育の強化、建設現場における元請事業場との連携強化などについてです。

そのときに併せて発出したチェックリストを本日の参考資料の13ページに付けております。

そして、高年齢労働者の労働災害防止対策、エイジフレンドリーガイドの周知を行ってきたというところでございます。

続いて、「年末・年始Safe Work推進強調期間」の取組（11月21日～1月31日）についてです。

6ページの右上に、年末・年始Safe Work推進強調期間のリーフレットの絵を付けております。

まず、建設業について、労働局長と建災防東京支部長との合同パトロールを12月に行いました。そのときの様子の写真を6ページの右下に付けております。

同じく12月に監督署では、集中現場指導を実施しました。また、1月に労働局労働局幹部と建災防東京支部との合同パトロールを行いました。

続いて、第三次産業についてです。転倒や腰痛等の労働災害防止に向け、1月にTOKYO小売業SAFE協議会を開催し、周知啓発資料を作成しました。6ページの右側に周知啓発資料の1ページ目の絵を付けておりますとともに、全体版については、参考資料の17ページから26ページまでに付けております。

今後、東京労働局の管内事業場に水平展開を行っていく予定です。

また、SAFE協議会とは別の取組として、冬季における転倒災害防止対策促進のリーフレットを作成しました。参考資料の27ページに付けております。

冬季においては、積雪や凍結を原因とする転倒災害等が多発する懸念があることから、リーフレットを作成し、東京労働局管内の労働基準監督署において開催する集団指導はもとより、個別指導や受付窓口等において、

転倒災害防止対策の周知啓発を図ってきたところであります。

続いて、陸上貨物運送事業についてです。陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、11月下旬に労働災害防止講習会を実施しました。昇降設備の設置や保護防の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大などを内容とする改正労働安全衛生規則が令和5年10月1日から施行したことについての周知を図りました。

続いて8ページをご覧ください。

第14次東京労働局労働災害防止計画の目標とアウトカム指標、労働災害発生状況についてです。

令和5年の労働災害発生状況は、令和6年1月末日現在の速報値のものです。

まず、左上のグラフをご覧ください。全産業の死亡者数は、46人というところであります。

そのうち、建設業の死亡者数は、17人というところであります。

続いて、右上のグラフです。全産業の休業4日以上之死傷者数は、10,760人というところであります。

続いて、左下のグラフです。陸上貨物運送事業の休業4日以上之死傷者数は、1062人というところであります。

続いて、右下のグラフです。製造業の機械災害によるはさまれ巻き込まれの死傷者数は、111人というところ です。

続いて9ページをご覧ください。転倒災害については、休業4日以上之死傷者数は2784人というところであります。

続いて、二つ目の資料、資料1 - 2、労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果をご覧ください。

東京労働局では、昨年11月21日から本年1月末までの期間を、令和5年度年末・年始Safe Work進強調期間と設定し、取組を実施しました。

その取組の一環として実施した労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果について説明させていただきます。

まず1ページ目です。目的については、記載していますとおり、事業場の自主的な改善を促すため実施しました。次に、大きな数字の2番、自主

点検対象事業場と回答事業場について、記載していますとおり、東京労働局管内の1万事業場を対象として実施しました。全体の有効回答数は2190事業場、21.9%でした。

続いて、結果の概要について、2ページをご覧ください。

まず、(1)転倒災害防止対策について、労働者の転倒を防止するため、ハード、ソフト両面の対策を実施している事業場の割合は9.9%、216事業場であり、第14次防のアウトプット指標である50%を大きく下回りました。

続いて3ページをご覧ください。(2)(ア)をご覧ください。小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者に対する何らかの安全衛生教育を実施している事業場の割合は85.5%、788事業場であり、第14次防のアウトプット指標である80%を5.5ポイント上回りました。

続いて4ページをご覧ください。5(1)(イ)をご覧ください。高年齢労働者への労働災害防止対策の取組について、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合は31.8%、697事業場であり、第14次防のアウトプット指標である50%を18.2ポイント下回りました。

続いて5ページをご覧ください。業種別の労働災害防止対策の取組をご覧ください。

(1)建設業について、墜落、転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合は89.4%、93事業場であり、第14次防のアウトプット指標である85%を4.4ポイント上回りました。

続いて6ページの(2)陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)において陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置を実施している事業場の割合は45.9%であり、第14次防のアウトプット指標である45%を0.9ポイント上回りました。

続いて8ページの(3)製造業について、機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合は92.9%、157事業場であり、第14次防のアウトプット指標である60%を上回りました。

今後の取組としては、引き続き東京労働局管内の事業場における労働災害防止対策の徹底が図られるよう、第14次東京労働局労働災害防止計画に

基づく取組を進めてまいります。

説明は以上です。ありがとうございました。

健康課長

健康課長の長澤でございます。私のほうからは、健康課関係の分野につきまして、14次防の初年度の取組状況を説明させていただきます。

クリアフォルダの中の健康課関係資料の、資料番号の2 - 1という横長の資料を用いまして説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

1枚開けていただきまして、ページが2番、2コマ目、今安全課のほうから説明ございました第14次労働災害防止計画アウトプット指標というものが決められております。

健康分野で大きく四つ、メンタルヘルス関係、二つ目が腰痛予防の関係、ノーリフトケアを導入しているというところ、それから三つ目が熱中症の関係、四つ目が化学物質の関係、こんな形になっております。

既に今年初年度ということで、自主点検等によって東京における各数字、を赤字で入れてございます。

ただ一番下の化学物質の関係につきましては、現在調査中ということで数字を入れてございません。東京においてはこのような状況です。それでは個々については説明をさせていただきます。

3コマ目、健康分野の一つでございますメンタルヘルス対策の関係ということで大きく四つのポツがございます。

今年取り組んだこととしまして、このメンタルヘルス対策の関係、14次防におきましても、特に50名未満の小さい事業場での取組を底上げするというようなことになっております。

それでここに書いてございます産業保健総合支援センター、東京に1か所、それから地域産業保健センター、労働基準監督署ごとに設置されていますが、ここを通じて、小規模事業場における特にメンタルヘルス関係の取組みを支援するということになっております。

当局におきましても、各署におきましても、これら機関との運営協議会を通じて取組について協議をしていき、支援につきまして、いろいろ事業場との橋渡しをする形をとっております。

それから二つ目のポツ、これはアウトプット指標を確認するために、自

主点検を実施してございます。

都内10人以上の事業場は東京に25万社ございます。このうち3500社を抽出いたしまして、ストレスチェックの集団分析の実施、「心の健康づくり計画」の策定等について、リーフレットを入れながら各事業場の取組、これについて進めていただく形をとっております。

それから三つ目、これにつきましては、各労働基準監督署での取組ということで個別に事業場にお邪魔をするということ。これが都内18か所の事業場で、監督署において、約3000事業場について、個別にお邪魔をしてメンタルヘルスの関係、ストレスチェックの関係、衛生の管理体制の関係、こういうことについて指導しております。また、集団指導、講習会、こういうものについても、合計500回ぐらい実施をしています。

それから四つ目のポツ、メンタルヘルス対策を講じるときに、この「心の健康づくり計画」これが非常にこのポイントになります。計画を立てて、全て実施をしていくということになります。「心の健康づくり計画」の策定に重きを置いて、事業場指導を行っているということになります。

その他の項目としまして、年に1回産業保健フォーラムを開催しています。令和5年につきましては、10月に開催し700名の参加をいただいております。

次の4コマ目でございます。今説明いたしました産業保健総合支援センター、それから地域産業保健センター、このリーフレットを入れてございます。これとは別に、お手元に参考資料1に同じリーフレットを入れさせていただきます。

全体の右半分の上側が総合支援センターで右半分の下側が地域産業保健センターについてのどういう支援をしているかということが説明されているというところでございます。

次のコマ、5コマ目です。先ほどメンタルヘルス対策関係の自主点検の実施ということの説明いたしました。

東京で約3500事業場を対象として、郵送方式で回答はWebという形で実施してございます。主な自主点検項目としては、真ん中にあるとおり1番から14番、下のほうに、実際の状況ということでメンタルヘルス対策

に取り組む事業場の割合、これが62.7%、50人未満のストレスチェック実施の割合が47.2%、必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合、これが87.8%という数字が出ております。

次に6コマ目です。先ほど説明したこの産業保健フォーラムという講習会、講演会でございます。今回その中の一コマとしまして、少し状況を載せてございます。産業医と弁護士による会場参加型のトークセッション、これ今までにない初めての取組ということで実施をしてございます。

事業場において、特にメンタル不調の関係で休職している方が復職をするというような場面、その他いろんな場面で、産業保健のスタッフがどうも日々困っていることというのは非常に多いですね。それについて、事前に質問を受けまして、会場参加型で、質問に対してアドバイスをする形をとっております。

産業医、弁護士双方から、それぞれの立場でのアドバイスをいただいているということでございます。

続いて7コマ目、次は腰痛対策というところになります。腰痛につきましては、先ほど部長のほうからも説明ございました。

TOKYO介護施設SAFE協議会、協議会を作りまして、そこで協議をして、取り組み事例などを募集をして、最終的にこの協議会でリーフレットを作ろうということで今進めております。

各労働基準監督署においても、いろんな場面において、リーフレット、を活用して事業場に周知をして、腰痛予防を進めています。

これもアウトプット指標が決められております。ノーリフトケア導入ということにつきまして、東京都福祉局の高齢者施設名簿、これから要介護者対象施設を抽出して、自主点検、併せて点検結果の報告ということでいただいております。

ノーリフトケアを導入している事業場の割合というのが43%という数値が出ております。

それから8コマ目、腰痛災害の状況でございます。2017年からの統計でございますけれども、腰痛災害全体として東京約600件、うち、社会福祉施設で発生しているものが大体4分の1という状況でございます。

右のほうにグラフがございまして、2018年を底としまして、年々増加をしている状況にありました。ただし、2023年、まだ数値未確定でございますけれども、増加傾向から、横ばいの傾向に押さえ込めたかなという数値になっております。

それでここは、アウトカム指標として、社会福祉施設における腰痛災害、2022年に比較して2027年まで検証することになります。

次に9コマ目、腰痛予防の関係のリーフレットを少し紹介いたします。平成25年に腰痛予防対策の指針が出ております。これが一番左の赤いリーフレットです。基本的なところを書いています、今日の資料にも参考資料2ということでつけてございます。

真ん中のものが重量物取り扱いに特化したリーフレット、右側は社会福祉施設におけるリーフレットということで右側のものはちょっと厚めになって、腰痛対策のほかに、危険予知活動も含めたものになっているということでございます。

続いて10コマ目、TOKYO介護施設SAFE協議会ということで、これ年2回開催をしております。8月の開催した場面を少し載せてございます。

構成団体構成企業としまして、右にある11機関から構成されています。あと東京都担当部局、中央労働災害防止協会、労働安全衛生総合研究所等にも入っていただいています。

11コマ目に協議会の風景を載せてございます。それで最終的に、右下にございます、この協議会独自のリーフレットを作成をするということで、現在各協議会メンバーと、いろいろと打合せをしながら、よりよいものを作るため、現在最終的な仕上げの段階に入っているというところでございます。

次に12コマ目です。12コマ目からは熱中症対策ということでございます。熱中症につきましても、いろいろリーフレットございます。それを活用して、特に建設業、警備業、陸上貨物運送事業、いわゆる屋外的な業種を中心に留意事項等について周知を図っているというところでございます。

それから、5月から9月まで毎年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」これを全国的な活動をしております。

今回、東京におきましてこのキャンペーンを積極的に推進するためにロゴマークを作成して広報をしています。

それから、6月に熱中症の予防対策会議を開催をして、特に屋外的業種、建設業、警備業、運送業、こういう団体にお集まりいただいて、熱中症予防について要請をしたというところでございます。

それから、毎年7月に行っております東京産業安全衛生大会においても、建設業での取組ということで事例発表いただき、この中で熱中症対策を盛り込んでいただいています。

13コマ目、先ほどクールワークキャンペーンということで、東京においても“Cool Work TOKYO”というロゴマーク、これを作りまして、今年は、これを旗印にして、取り組みを進めております。

これはシールになっておりますのでヘルメットに貼り付けたりということで活用をするということでございます。各現場において、独自に横断幕などを作成いただいて、それで現場に掲示しております。

次のページ14コマ目、熱中症予防の対策会議です。各団体にお集まりいただいて熱中症予防対策について要請を行っています。資料右のほうに要請文がございますけれども、そういう形で注意喚起をしているということです。本当に暑くなる前の6月に実施をしております。

次に、15コマ目、東京産業安全衛生大会、7月に開催をしたということで、建設業での取組事例の中で、この熱中症の予防ということでの事例を少し入れていただいているということです。

それと15コマ目には、少しリーフレットも載せてございます。真ん中の“Cool Work TOKYO”のロゴマークが大きく記載されているもの、これが今日参考資料3ということで入れてございます。

それから熱中症のクールワークキャンペーン、これが参考資料の4番ということで入れております。

それからもう一つ、来年度用、令和6年用での東京局独自リーフレット、これが参考資料の5コマ目に入れてございます。

災害の事例なども入れており、これを用いて熱中症予防について、周知をするということにしております。

それから16コマ目、熱中症災害の件数の状況ということでございます。上に気象統計、夏日、真夏日、猛暑日、熱帯夜というようなものを載せてございます。

2023年、非常に猛暑ということで、各指標の数字は過去最高の状況だったのと思われます。

特にこの指標の中で、最高気温30度以上である真夏日と、東京休業4日以上数値について、非常に相関性があるという状況でございます。

それから下のほうに、熱中症の災害の件数を載せてございます。一番右に2023年ということで、東京の休業4日以上熱中症件数109人、うち死亡5人という状況です。これはまだ未確定でございますけれども、現状こういう数値になっているということでございます。

次に17コマ目、熱中症対策ということでこれについてもアウトプット指標が決められておりまして、暑さ指数を把握して何らかの活用対策をとっているということ。これについて、実際6月に建設現場の集中指導ということがございましたので、ここで721現場の現場代理人等から聞き取りを行って、暑さ指数を把握して、これを活用している現場がどれぐらいあったかというものを把握してございます。

それから各現場においてどういう取組をしているかということは右のほうに数字が載っております。建設現場においては、熱中症対策についていろんな取組をされておりますが、暑さ指数というものをを用いて、それによっていろいろと対策を講じていくということが必要になってくると思われます。今年状況ですと36%ということですので、今後取り組み向上について進めていることとなります。

それから18コマ目、化学物質の関係です。今回化学物質の関係、政省令改正がございました。それについて、これは局・各監督署でいろんな形で改正点についての周知指導を行っているというところでございます。

それから厚生労働省本省においても、各種テキストや講習動画、そういうものについてホームページにアップして、周知をしているというところでございます。

それで、ポツの三つ目、化学物質につきましては、やはり非常に専門的

な部分が多いということで、これも外部の専門機関に委託をして、化学物質関連に関わる相談とか訪問支援事業を実施し、各監督署でこれら機関に橋渡しをしております。

それから、今回化学物質についてのラベル表示ですとか、SDS（データシート）の作成、リスクアセスメント等を実施する際の参考データについても、四つのポツ目でございますけれども、各種資料について、本省のホームページ、労働安全衛生の総合研究所ホームページで、公開をしています。

それから19コマ目、各リーフレットいろいろちょっと代表的なものを載せてございますけれども、特に左の部分、これが先ほど説明した外部への相談機関、あるいは訪問指導を無料で実施する等のリーフレットです。今回参考資料の6番に入れてございます。

それから真ん中の部分、これケミガイドと書いております。化学物質管理のサポートのためのポータルサイトの案内ということで、労働安全衛生総合研究所で細かい物質についてどういう性状なのか等々、案内しています。右側については今回化学物質管理者のテキストということでございます。

それから20コマ目、化学物質関係についても、局署で、いろいろ講習会を実施して周知をしており、その場面でございます。

ここにあるリーフレット等を使いながら、各会場で集団指導を実施しているということでございます。

21コマ目、これにつきましては、今回の化学物質管理関係の政省令改正ということの概要でございます。下のほうに、リスクアセスメント等対象物質というものが決められております。現在、674物質でございますけれども、化学物質の中で、危険性有害性が確認されている全ての物質、これをリスクアセスメント等実施の対象物質に指定をして、事業場で管理をしていただくというようなことを計画しているということで、毎年毎年この物質数が増えていきます。その状況を下に書いているということでございます。

当面、令和8年度に現在公表されている物質名のものが全て施行される

ということで最終的に約2900物質まで拡大をするということでございます。

最後のページです。化学物質についても、アウトプット指標ということで幾つか項目が決められております。これについても現在自主点検を実施しております。特に化学物質のメーカー等が加入をしている業界団体の会員、これが約1000社、それから化学物質を使用している可能性が高い製造業中心、約2000社ということで約3000事業場に対して、状況の確認をしているということでございます。現在集計中ということでございます。

以上で、私のほうからの説明は終わりにしたいと思います。

坂爪部会長

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

長江委員

ご説明ありがとうございました。私のほうからは、4点質問をさせていただきたいと思います。最初の安全課さんのほうの資料の1のページの6、ここで、高年齢労働者の労働災害防止対策のところ、エイジフレンドリーガイドラインの周知を行うというご説明があったんですけども、エイジフレンドリーガイドラインというものの中身というものをちょっと教えていただきたいというのが第1点です。

第2点目なんですけど、同じく6ページの陸上貨物運輸事業の中で、1個、この表紙として上がっているんですけども、働き方改革の問題で、この業種で問題が発生するんじゃないかという懸念が私の中にはあります。

実際は、そんなに数としては多くない状態なんですけれども、この業種も働き方改革等々に関しての労働災害という方向から見た場合の労働局さんの取組というのを教えていただきたいというのが第2点目です。

それでもう一つが、資料の2個目のアンケート調査です。これの自主点検対象事業場と、回答事業場というところで、回答事業場というところの回答率というのが、大体20%、全体で見て、それを下回ってるところもあれば建設業というのはかなり高いんですけども、実際これを基にお話をされていたと思うんですけども、回答率というのをもうちょっと上げたほうが望ましいと思いますので、なかなか難しいと思うんですけども、この回答率を上げるための取組がお聞かせいただければと思います。これが三つ目です。

最後になりますけれども、資料2 - 1のほうで、ページ5のほうにありますメンタルヘルスとその取組の関係のところでは、ページは5ページ目になります。それで、このメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合及び50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合、及び必要な産業保険サービスを提供している事業場の割合と書いてありますけれども、2027年までに80%以上等々という2027年までの目標というのは書いてあって、右側のほうに今年度ですかね、の割合というのが書いてありますけれども、その目標値に至るまでの具体的な労働局さんのほうの取組というのはどういうことを計画されているのかということをお伺いしたいというのが最後の質問になります。よろしくお願いいたします。

坂爪部会長           ありがとうございます。質問が複数出たのでこの段階で一度回答お願いできますでしょうか。

安全課長           ご質問いただき、ありがとうございます。質問が複数ありましたので一つずつ回答させていただきます。

まず、エイジフレンドリーガイドラインについてです。高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインであり、高齢者を雇用する事業場において取り組んでいただきたい労働災害防止対策を示したものです。例えば、安全衛生管理体制の確立や職場環境の改善、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握など取り組んでいただきたいことを示したものです。

次に、二つ目の質問について陸上貨物運送事業の働き方改革ということと言及されていらっしゃいましたが、労働災害防止の取組の観点から申し上げます。陸上貨物運送事業においては、荷役作業での労働災害が多く発生しており、荷主側の協力ということも重要です。このことから、荷主も含めて、陸上貨物運送事業の労働災害防止を進めているということです。

次に、三つ目として、ご意見で、自主点検の回答率が21.9%というところをもう少し上げていくほうが望ましい旨、ご意見いただきました。ご意見として承ります。ありがとうございました。

健康課長           質問の四つ目でございます。資料2 - 1の5ページ目ということで、現在初年度ということで、まず1年目の数値がここで出たということでございます。これから2027年に向けて、これをどんどん上げていくということ

になりまして、まだ翌年、何%にするかということ、それについては決めておりませんが、今回、この自主点検につきまして、内容を少し精査した上で、例えば現在62.7%なので2027年80%をクリアするために、按分して行って、それぞれの年の%を設定するというやり方もあると思います。

逆に3番目の80%以上というところで既にもう87.8ということで目標達成している部分については、その必要な産業保健サービスの内容の中で、重要なポイントを決め、ここについてやっているところということで少し項目を絞って、さらに自主点検を進めていくというやり方もあると思いますし、アンケート結果の各項目内容を分析しながら、今後5年間の中期的な状況について見ていきたいということでございます。

坂爪部会長

ありがとうございます。ほかにご質問、お願いいたします。

細谷委員

説明ありがとうございました。資料の2-1のところをちょっとお願いがございまして、ちょっと説明させていただきたいと思います。

18ページから22ページまででございますけども、化学物質関係ということで、ここでちょっとお願いがあるんですけども、化学物質関係が義務化され、法律ができたということになってございます。先ほど長澤課長が言われたとおり、専門的な面が非常に強いと思います。そういった中で、法律ができたからこれはもう駄目なんだよというような指導ではなくて、丁寧な指導、これをちょっと初年度にというか、なかなか定着するのは時間が掛かると思います。そういった中で指導票とかは是正勧告とか、そういった法律イコール駄目という感じではなくて、局として、その丁寧な指導をしていただいて広めていただきたいと思いますので、このところだけちょっとお願いしたいなと思ひまして、お願いします。

健康課長

今回大幅にいろいろ細かいところは変わってきたというところございまして、実は毎年5月に監督署の職員を集めて、技術研修というのをやっております。ここで、このリーフレットの一番左にもございます外部の機関、いろいろ相談などを受けていただいている機関、ここをお願いをして、まず事業場でいろいろ疑問に思っていることを中心に、職員に対して研修をする予定にしております。

もちろん改正になったばかりですので、やはり事業場へのいろいろな説

明が必要になると思います。職員に実務的な知識を付与しながら事業場に対して丁寧な指導をするというような形をとりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

坂爪部会長       ありがとうございます。よろしくをお願いします。ほかにいかがでしょうか。すみませんお願いいたします。

唐澤委員       説明ありがとうございました。私からは2点あります。

まずは、部長のご挨拶にもありましたし、安全課長のほうから、労働災害の発生状況について建設業のところの部分が話されましたけれども、そのところでは、

この数値を見させていただくと労働者のみということになっておるかと思えます。一人親方や、中小の零細事業主の件数はカウントされていないのかなというふうに思います。町場の建設業では、一人親方、中小事業主も一緒に現場に入って同じような作業をしている現状があるということでもありますので、ぜひ一人親方も事業主も、この上で合算した数値をどこかで出していただけないかなと。じゃないと全体が見えてこないんじゃないかなというふうに思います。これは何度か質問をさせていただきましたけれども、ぜひ、なかなか労働局のほうで難しいのであれば、本省のほうにもぜひ上げていただきたい案件かなというふうにも思います。

そしてもう一点が、熱中症についてです。仕事での熱中症については、労災といったところをぜひもっとアピールしていただきたいなというふうに思います。資料番号のナンバー5のところの部分で、職場で熱中症を防ごうよということで、こちらはこのパンフレットもすばらしいものだと思うんですけども、ぜひ、この仕事での熱中症は労災だということの強調を、強調というか周知をお願いしたいというところでもあります。

なぜなら、休業4日以上になる熱中症の方って意外と少なく、大体が休業4日以内で終わってしまう。そうすると、健康保険証を使ってしまって、というケースが多々見受けられるということもありますので、そういった方も全て把握するためには、仕事での熱中症は労災だということの強調をお願いできればというふうに思います。以上です。

坂爪部会長       ありがとうございます。お願いします。

安全課長           ご質問いただき、ありがとうございます。建設業の一人親方や中小事業主に関する質問について、数値は厚生労働省本省のほうで全国の数値を公表済みのものがあります。そちらをご確認いただくようお願いします。

現在、厚生労働省本省において昨年10月の個人事業者等安全衛生対策検討会の報告を踏まえた対応を進めているところです。労働局としては、その動向を注視していきたいというところです。

健康課長           仕事中の熱中症ということでございまして、これ熱中症に限らず、業務上の災害については、健康保険を使わず労災保険を使うというようなことがルールでございます。これについてはリーフレットなどもございますので、それらを活用するとして、熱中症については少し病院で休んだり点滴を打ったりということで回復をするということで、他の疾病との特異性もございますので、そういうところも踏まえて、建設現場に注意喚起をしていきたいとと考えております。

坂爪部会長        よろしいでしょうか。

唐澤委員         どうもありがとうございます。

坂爪部会長        ありがとうございます。ほかにご意見ご質問のある方、いらっしゃいますか、すみません、順番で。

久保委員         すみません、ご説明ありがとうございました。いくつかちょっとお願いがあるんですけども、熱中症予防の関係で、年々、熱中症にかかる割合が、月が早くなってきているという中で、やっぱり周知の件も、5月や6月じゃなくて、4月が準備期間であれば、4月からそういう運動をしていたかないと、少し遅いんじゃないかというところがありますので、できましたらもう4月の段階で、やはり熱中症予防に関するパンフレット等の作成もお願いしたいというところがございますので、そこはちょっとご検討していただければというふうに思っております。

それともう一点がやっぱりアンケートの件なんですけども、これ労災防止、労働災害防止対策の自主点検の関係で1万社、事業場を抽出して2190事業場しか回答がなかったと、この2190事業場の中でも、回答いただいている中でも、これは知っているとか知らないという中で、このアンケート結果をやはり継続的にやっていくためには、同じところの事業場を対象に

していかないと、ある程度の数値というのは分かってこないんですよ。となると次回のときにこの1万社の中の2190社以外と、もう1回1万社やるときに、この2190社は残したままで新たに追加するのか、それとも別の事業場をまたやるのかというところをどう考えてらっしゃるのか教えていただきたいと、先ほど、この2190社以上のことを何とか取り組みたいということですけど、これを取り組むというのは結構難しいんですよ。なかなか回答いただけないところをどう対応していくのか、我々組合の中でも、どうしても100%いくということはないわけですよ。やはり企業の中で回答いただけているところはそれぞれ取り組んでいるところであって、取り組んでいないところについては、やっぱり回答してこないところも多いわけですけど、そこをどう対応していくのかというところをちょっと教えていただければと思います。

坂爪部会長

それではお願いいたします。

健康課長

一つ目の熱中症の関係でございます。今回、東京労働局で熱中症のリーフレットを作成し、2月に各監督署へ配布して、すぐに周知できるような体制をとっております。また、ポスターについても同様な体制をとっております。ご指摘のように早め早めの対応が非常に必要ということでございます。今後、各行事の開催について、早めにとということで検討していきたいというふうに思います。以上です。

安全課長

ご質問いただき、ありがとうございます。2点目の質問の自主点検の実施結果について、令和6年3月1日に東京労働局長の記者会見において、労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果、本日の資料で言いますと資料1 - 2をお示しさせていただき、東京労働局長から説明させていただいたところであり、この自主点検の実施結果は、回答があった事業場を集計したものであり、回答がなかった事業場や自主点検を実施していない事業場については反映されていない数字です。

このことから、今回の結果に満足することなく、引き続き、東京労働局管内の事業場における労働災害防止対策の徹底が図られるよう、第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組を推進してまいりたいというところですよ。

坂爪部会長       ありがとうございます。そうしましたら、すみません、お待たせしました。

高橋委員       資料1 - 1について表記を中心にコメントさせていただきたいと思います。この資料はこれからも様々な場面で用いられたり、あるいは参照されたりすることが多い、大変重要なものであると考えますので、ページを追ってご指摘をさせていただきます。

初めに4ページです。ここに死亡災害と死傷災害に関する二つの円グラフがありますが、数字の部分が大変読みにくくなっておりまして、紫色の製造業その他の数字などは一読しただけでは何が書いてあるのかよく分かりません。数字の色を工夫して見やすく改善していただければと思います。

次に10ページ、この資料全体を通して大変円グラフが多く用いられていますけれども、この10ページの円グラフは表示の関係で不統一のところがあります。全体通してカンマが多く用いられているんですけども、墜落・転落、交通事故、はさまれ・巻き込まれの部分の人数の後だけは、カンマではなくて読点が使用されております。

また、倒壊・崩壊の部分、見ていただきますと、人数の後だけではなくて、倒壊・崩壊の直後にも読点が使われていた。

さらに、感電と有害物との接触では人数の部分が数字のみとなっております。本来は、両者とも1人と明記すべきであると思います。ぜひ統一感を持った資料に書き換えていただければというふうに思います。

最後に、13ページであります。

業種別に、令和4年と令和5年の数字を並べていますけれども、令和4年については既に確定値がありますので、確定値を令和4年については明記すべきではないかと考えます。速報値をなぜ用いているのか、もしその用いる理由があるならば教えていただければ幸いです。

またこの二つの円グラフを見ていただきますと、墜落・転落のところだけ、後ろにカンマが用いられておりません。

ただ改めて、ここの部分を見ますと、むしろ事故の型別の名前の後にカンマがないほうがむしろ良いのではないかと私は思いました。

さらに、人とパーセンテージの間にカンマを置くのではなくて、%の数

字を括弧内に表記するといった形で、カンマをなるべく使用しないというやり方で、もうちょっとすっきりと円グラフが見やすくなるという工夫もあり得るのではないかと思いました。大変細かいことばかりでございますが以上です。

坂爪部会長           ありがとうございます。

安全課長           ご意見いただき、ありがとうございました。記載について、ご指摘を踏まえ、今後の資料作成などにおいて注意してまいります。

グラフについては、13ページを挙げていただきましたので、13ページで申し上げますと、左側のグラフが令和4年、右側のグラフが令和5年であり、両方とも速報値で比較するほうが増えているのか減っているのかということが分かりやすいだろうということでお示ししました。左側のグラフは令和4年のものとして、令和5年1月末日現在の速報値、右側のグラフは令和5年のものとして、令和6年1月末日現在の速報値という並べ方で、同期比で見たときの比較としてお示しさせていただきました。

坂爪部会長           ありがとうございます。またご質問あるかと思えますけれども、終了の時刻に近づいてまいりましたので、ここで質疑のほうを終わらせていただきまして会議も終了にしたいと思えます。

それでは、東京労働局においてはこれまでの意見を踏まえ、計画の達成に向けてさらなる努力をお願いいたします。本日予定しておりました議題は以上でございます。事務局から何かありますでしょうか。

監督課長           ほかにございません。

坂爪部会長           それでは、これをもちまして、第12期第1回の労働災害防止部会を終了させていただきます。皆様、本日はありがとうございました。